

第 21 回

安平町子ども・子育て会議

議案

と き 令和5年2月22日(水) 15:00~
ところ 安平町総合庁舎(早来庁舎)大会議室

日程

- (1) 委嘱状交付
- (2) 町長 開会あいさつ
- (3) 事務局説明
 - ① 本会議の流れ（全体説明）について
 - ② 安平町子ども・子育て会議の概要について : 資料1
- (4) 審議事項
 - ① 令和5年度 就学前教育・保育施設の利用定員について : 資料2
 - ② 第2期安平町子ども・子育て支援事業計画中間年見直しについて : 資料3
- (5) 協議事項
なし
- (6) 報告事項
 - ① 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）R4 活動報告 : 資料4
- (7) 委員発議
 - ① 福田委員
「放課後児童クラブ・通園バス・一時預かりの現状」（仮）
 - ② 山城委員
一時預かりの利用制限と保育短時間の時間設定の変更について
 - ③ その他
- (8) その他連絡事項等
- (9) 町長 閉会あいさつ

令和5年2月22日まで開催
第21回安平町子ども・子育て会議
資料1

安平町子ども・子育て会議の概要について

安平町子ども・子育て会議の概要について (設置根拠：安平町子ども・子育て会議条例)

子ども・子育て会議

(1)役割

子ども・子育て支援法に定める事務や子ども・子育てに関する町の施策について、町長・教育委員会の諮問に応じ調査審議し、答申する。

- ①認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の定員の設定について
- ②安平町子ども・子育て支援事業計画の策定、変更、実施状況の点検・評価について
- ③町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について

(2)組織

- ①委員：15人以内 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役職：委員長、副委員長（各1名）
- ④事務局：教育委員会事務局

付託・報告

子育て支援部会

(1)役割

- ①認定こども園・保育所・幼稚園等の利用定員、提供体制の確保の内容及び実施時期等の検討
- ②地域子育て支援事業、妊婦検診、一時預かり、放課後児童クラブ等の事業量、提供体制の確保の内容及び実施時期等の検討
- ③町の子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討（安平町子ども・子育て支援事業計画含む）

(2)組織

- ①委員：人数の定めなし 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役職：部会長、副部会長
- ④事務局：教育委員会事務局学校教育グループ

青少年部会

(1)役割

- ①青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議
- ②青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整
- ③町の子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討（安平町子ども・子育て支援事業計画含む）

(2)組織

- ①委員：人数の定めなし 委員名簿 別紙のとおり
- ②任期：2年（令和3年11月1日～令和5年10月31日）
- ③役職：部会長、副部会長
- ④事務局：教育委員会事務局教育指導グループ

委員・部会委員（案）名簿 （任期：R3.11.1～R5.10.31）

R5.2.1現在

■子ども・子育て会議委員（第3条関係）

No.	役職	所属	氏名（敬称略）	フリガナ	備考
1		安平町長	及川 秀一郎	オйкаワ シュウイチロウ	継続
2		安平町教育委員会教育長	種田 直章	タネダ ナオアキ	〃
3		安平町校長会	花田 啓光	ハナダ ヒロミツ	〃
4		はやきた子ども園園長	福田 剛	フクダ ツヨシ	〃
5		おいわけ子ども園園長	山城 義真	ヤマシロ ギシン	〃
6		はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表	添谷 信隆	ソエタニ ノブタカ	〃
7		おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表	田畑 正人	タバタ マサト	〃
8		有識者／保護者	石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	〃
9		安平町PTA連合会会長	秋田 実	アキタ ミノル	〃
10		安平町子ども会育成連絡協議会会長	内田 昌利	ウチダ マサトシ	〃
11		安平町民生委員協議会会長	中村 力	ナカムラ ツトム	〃

【参考】子ども・子育て会議部会（第7条関係）

◎子育て支援部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1		おいわけ子ども園園長	山城 義真	ヤマシロ ギシン	会議委員兼務
2		はやきた子ども園学校運営協議会・PTA代表	添谷 信隆	ソエタニ ノブタカ	会議委員兼務
3		おいわけ子ども園学校運営協議会・PTA代表	田畑 正人	タバタ マサト	会議委員兼務
4		有識者／保護者	石川 英俊	イシカワ ヒデトシ	会議委員兼務
5		安平町校長会	山田 耕一	ヤマダ コウイチ	継続
6		はやきた子ども園園長	福田 剛	フクダ ツヨシ	会議委員兼務
7		有識者	松田 剛史	マツダ タケシ	継続
8		安平町民生委員協議会主任児童委員	垣内 敦子	カキウチ アツコ	〃
9		子育てサポーターの会ありす会長	川崎 知子	カワサキ トモコ	〃
10		安平町人権擁護委員協議会会長	小野寺 捷	オノデラ チカシ	新任

◎青少年部会委員

No.	役職	所属	氏名	フリガナ	備考
1		安平町民生委員協議会会長	中村 力	ナカムラ ツトム	会議委員兼務
2		安平町PTA連合会会長	秋田 実	アキタ ミノル	会議委員兼務
3		安平町子ども会育成連絡協議会会長	内田 昌利	ウチダ マサトシ	会議委員兼務
4		安平町校長会	花田 啓光	ハナダ ヒロミツ	会議委員兼務
5		北海道追分高等学校校長	石若 拓哉	イシワカ タクヤ	継続
6		安平町更生保護女性会会長	長山 絹枝	ナガヤマ キヌエ	〃
7		苫小牧警察署早来駐在所所長	千葉 祐一	チバ ユウイチ	〃
8		保護司	八木 響子	ヤギ キョウコ	〃
9		安平町防犯協会会長	工藤 隆男	クドウ タカオ	〃
10		有識者	野村 治男	ノムラ ハルオ	〃
11		有識者	丸子 明人	マルコ アキヒト	〃

安平町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、安平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、安平町（以下「町」という。）が実施する児童福祉法（平成22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、教育委員会の意見を聴いて町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1人を、委員の中から互選する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第7条 会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 5 第5条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第2項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条中「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(事務)

第8条 会議の事務は、教育委員会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員及び臨時委員に対し、安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年条例第38号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第10条 前各条に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(安平町青少年問題協議会条例の廃止)

- 2 安平町青少年問題協議会条例(平成18年安平町条例第76号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日において委嘱又は任命されている安平町青少年問題協議会の委員の任期は、この条例による廃止前の安平町青少年問題協議会条例第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。

(準備行為)

- 4 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される会議の委員の選任のための手続及びこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 安平町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表職名等の欄中「、青少年問題協議会、文化財保護委員会及び学校給食センター運営委員会」を「文化財保護委員会、学校給食センター運営委員会及び子ども・子育て会議」に改める。

安平町子ども・子育て会議運営要綱

平成25年 8月 2日

改正 令和元年11月13日

改正 令和4年9月29日

安平町子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、安平町子ども・子育て会議条例（平成25年安平町条例第28号。以下「条例」という。）により設置される安平町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

(代理人の出席等)

第3条 委員長は、構成員が会議に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

(関係者の出席)

第4条 会議は、具体的な検討にあたっては、必要に応じて、関係者の出席を得て行うこととする。

(会議の公開等)

第5条 会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を

とることができる。

(議事録)

第6条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名（代理者が出席した場合は、その旨を含む。）
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(部会)

第7条 条例第7条の規定に基づき、会議に次の部会を置く。

- (1) 子育て支援部会
- (2) 青少年部会

(所掌事項)

第8条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 子育て支援部会
 - ア 幼児期の学校教育・保育の利用定員、提供体制の確保の内容及び実施時期の検討
 - イ 地域子ども・子育て支援事業の事業量、提供体制の確保の内容及びその実施時期の検討
 - ウ 子ども・子育て支援に関する各種計画の実施状況の調査及び評価の検討
 - エ その他必要な事項
- (2) 青少年部会
 - ア 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議
 - イ 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整

ウ その他必要な事項

(庶務)

第9条 部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるグループにおいて処理する。

- (1) 子育て支援部会 教育委員会学校教育グループ
- (2) 青少年部会 教育委員会教育指導グループ

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

- 2 第1条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。この場合において、「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

令和5年2月22日まで開催
第21回安平町子ども・子育て会議
資料2

令和5年度の就学前教育・保育施設の 利用定員について

子ども・子育て支援新制度における定員の考え方

【利用定員】

認可定員の範囲内で施設からの申請に基づき市町村が確認し設定する定員



〔 ・ 給付費の単価の基準となるもの
・ 子ども・子育て支援事業計画の確保の内容 〕 に影響する。

【認可定員】

教育・保育施設の設置にあたり都道府県に認可若しくは認定された定員

○基本的には、認可定員＝利用定員となるが、恒常的に利用人員が少ない場合などは

認可定員＞利用定員とすることも可能

○実際に利用している人数が、1号認定は2年度間連続、2・3号認定は5年度間連続で利用定員の120%以上である場合には、ペナルティとして給付費が減額されます。

○市町村が利用定員を定めようとするときには、地方版子ども・子育て会議の意見を聴取し、都道府県と協議をしなければならない。

※参考 子ども・子育て支援法第31条第2項

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

令和5年度の利用定員の設定について（案）

【用語説明】

子ども園：認定こども園の当町における呼称。幼稚園と保育園機能を有する。

1号：幼稚園部入園者

2号：保育園部（3歳以上）入園者

3号：保育園（3歳未満）入園者

はやきたゆきだるま保育園：リズム学園がR3.11.1開園した小規模保育事業所

小規模保育事業所：定員最大19名で実施される比較的小規模な保育施設

令和4年度					令和5年度				
区分		認可 定員	利用 定員	見込 園児数	区分		認可 定員	利用 定員	見込 園児数
はやき た子ども 園	1号	60人	70人	67人	はやき た子ども 園	1号	60人	70人	63人
	2号	60人	50人	54人		2号	60人	50人	61人
	3号	30人	30人	25人		3号	30人	30人	41人
	計	150人	150人	146人		計	150人	150人	165人
おいわ け子ども 園	1号	25人	15人	9人	おいわ け子ども 園	1号	25人	15人	12人
	2号	42人	35人	32人		2号	42人	40人	36人
	3号	23人	15人	9人		3号	23人	20人	18人
	計	90人	65人	50人		計	90人	75人	66人
はやき たゆき だるま 保育園	1号	0人	0人	0人	はやき たゆき だるま 保育園	1号	0人	0人	0人
	2号	0人	0人	0人		2号	0人	0人	0人
	3号	19人	19人	16人		3号	19人	12人	10人
	計	19人	19人	16人		計	19人	12人	10人

令和5年2月22日開催
第21回安平町子ども・子育て会議
資料3

安平町子ども・子育て支援事業計画（第2期）
の中間年見直しについて

子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1. 子ども・子育て支援事業計画とは

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」がスタートしています。新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

安平町では、この新制度を円滑に実施し、子どもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅などのあらゆる施策を総合的・一体的に推進するための指針として、平成 27 年度から平成 31（令和元）年度までの 5 か年を計画期間とする「安平町子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。そして現在は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を計画期間とする第 2 期目の「安平町子ども・子育て支援事業計画」を令和 2 年 3 月に策定（同年 11 月に一部変更）し、『子どもにやさしいまちづくり』をスローガンにこれを推進しているところです。

【現行計画】大冊につき添付を省略しています。HP をご覧ください。

<https://www.town.abira.lg.jp/gyosei/kakushu-keikaku/kosodate/1050>



2. 計画の内容と中間年の見直しについて

計画には、幼児の教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業に関する

- ・「量の見込み」 → どれだけご利用いただけるかを推計するもの
- ・それに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期（確保方策）」 → ご利用いただくために確保するキャパシティとその具体的な時期

について定められており、計画内容と実態に隔たりが生じた場合は、計画の中間年（令和 4 年度）で見直しを行うこととされています。

計画の見直しにあたっては、計画の策定時と同様に、安平町子ども・子育て会議において意見を聴くこととされています。

3. 第 2 期計画の令和 4 年度中間年見直しに関するポイントの整理

安平町では、これまでの子ども・子育て会議での議論を踏まえ、中間年における計画の見直しを実施することとされています。

計画の見直し案については、資料 P32-56 のとおりですが、見直しの要点（ポイント）を次に整理します。

【見直しの要点/ポイント】

〔全体構成〕

第 2 期子ども子育て支援事業計画は、約 80 ページととてもボリュームの大きいものとなっています。そこで、別添見直し案では、

- 今回見直しを図る部分のみを取り上げ、
- 章番や項番等の変更は行わず、
- 見直し前後でどのように変わったのかわかるようにする構成としました。

〔個別内容〕

①変更の無い章

第1・3・5・6章については、変更がないため記載を省略しています。

②第2章「子どもたちを取り巻く環境」

この章は、安平町が各施策を展開するに当たって重要な指標となる人口推計などを示すものとなっています。令和2（2020）年に国勢調査が実施されましたのでその結果を反映するとともに、その他の指標も直近の数値をお示しすることで、見直し前後の安平町の状況の変化を再分析しています。

なお、「4. 母子保健事業の現状」では、昨年改正された児童福祉法により、令和6（2024）年4月に「子ども家庭センター」の設置が努力義務化されますので、その点に言及しています。

③第4章「幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業」

昨今、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業：いわゆる学童）の利用者数が増加傾向にあることから、今後の利用見込みについて保護者へアンケート調査を実施したうえで今後の方向性を記載しています。

なお、放課後児童クラブ以外の項目については、現状計画と大きな乖離がないものと判断し、見直しを行っていません。

④その他

（1）母子保健施策について

上記のほか、妊婦健診に関し昨年度制度改正が実施されたことから、関連部分の見直しを行っています。

（2）CFCI／子どもの権利について

第2期計画策定時において、児童の実態について直接児童からアンケートを取るべきとご指摘をいただき、『子どもにやさしいまちづくり』を目指す当町にとって、児童から直接意見を聴くことは大変重要であることから、本見直しに係る分析資料として実施しています。

4. アンケート調査結果

本見直しに当たり、2種類のアンケート調査を実施（P14-17）していますので、その結果についてお知らせします。

（1）放課後児童クラブ利用見込み調査

こちらは、昨今のとりわけ早来地区における当該事業利用者の増加を背景に、子ども・子育て支援事

業計画の第4章における今後の必要想定人数の見直しを図るために実施させていただきました。

結果につきましては、P18-22のとおりです。

(2) 子どもの権利に関する意識調査

子ども・子育て支援事業計画においては初めての試みとして、子どもの権利に関する意識調査を実施しました。本計画では、『子どもにやさしいまちづくり』を理念に据え、事業の推進を図ってきています。

『子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体』として、子どもの権利に関する分析が不可欠と考え、実施させていただいたものです。

【児童に聴くこと】

権利について子どもたちへ質問することで、「権利」とはどのようなものかを周知する機会、保護者とともに話し合う機会となればという想いを込めて実施しました。

結果につきましては、P23-26のとおりです。

【教職員に聴くこと】

この度、子ども園関係、町立学校の教職員の皆様に対しても、子どもに対するものと同様の内容で調査を実施させていただきました。

こちらも、子どもの権利に関する意識の啓発に加えて、子どもと大人の認識に差があるのかを検証させていただきました。

結果につきましては、P27-31のとおりです。

5. 今後の流れ

本見直しに関する今後の流れは次のとおりです。

安平町子ども・子育て会議にて審議 ～本日2月22日（水）

↓

北海道へ協議 ～上記審議結果を直ちに送付

↓

決定／公開 ～北海道から承認され次第、町HPで公開 ※本年度内を目標に

6. その他

CFCI・子どもの権利に関して、別添チラシや今回のアンケート結果などについて、広報を実施していきます。来年度上半期を予定します。

小学生・中学生のみなさん

アンケートにご協力ください！



「子どもの権利」に関して調べるために行います。
インターネットで回答してください！
質問は大きく 2つ です。

質問①：大人はあなたの意見を聞いてくれますか？

先生やお家の方など、大人たちに思っていることを伝えられていますか？
どういったときにそう感じますか？ということをお教えください。



質問②：大人に信頼されていると感じますか？

大人たちを信頼し、大人たちから信頼され、同じ立場でお話しできているかどうかをお教えください。

保護者の皆様へ

この度、安平町で「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の取組みを進めるため、「子どもの権利」に関する調査を実施することとしました。お子様一人ひとりに対して実施させていただきたいと考えます。内容が難しいと感じている方、ご家庭でインターネットの使用を制限されている方へは、ぜひサポートをしていただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

アンケート期間：2月9日（木）まで

回答フォームURL

<https://www.harp.lg.jp/qXxrRLhP>

調査者 安平町教育委員会事務局 学校教育グループ

TEL 0145-29-7036

Mail kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

回答フォーム

だれが答えたかわからないようにしています。



安平町は、日本ユニセフ協会とともに『子どもにやさしいまちづくり』を進めています。



安平町の公式ホームページを見てね！！

子どもの権利ってなに？

○ 「権利」ってなんだろう？

むずかしいことばだけど、「ほかの人にじゃまされないよう守られるもの」。

○ 子どもたちにある「権利」は、次のようなものがあります。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

例えば、住むおうちがあり、きれいな水や栄養のあるごはんをたべ、かぜをひいたときに病院に行くことができること。



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

例えば、学校で勉強したり、友達と遊んだりして自分の才能（力）を伸ばし、成長できること。



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

例えば、あらゆる暴力・虐待・搾取から守られ、幸せに生きられること。



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

例えば、子どもの意思が尊重され、自分のやりたいこと、やってみたいことについて自由に発言や活動ができる権利です。



日本ユニセフ協会のホームページを見よう！！



学校・子ども園の先生



アンケートにご協力ください！

CFCI 推進に向けたアンケート調査を実施します。

質問は大きく 2つ です。

インターネットで回答してください！

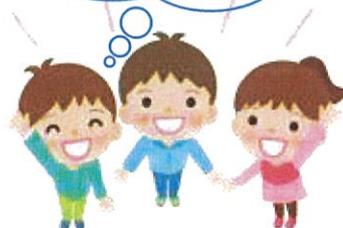
質問①：子どもの意見を聴くことができていると感じますか？

職場や家庭、地域などで、子どもたちは思っていることを伝えてきていますか？そういったときにそう感じますか？ということをお教えください。

安平町の先生たちは、
いつも一緒に考えて
くれるよね！

質問②：子どもに信頼されていると感じますか？

子どもたちを信頼し、子どもたちから信頼され、対等な関係を築くことができているかどうかをお教えください。



アンケートの趣旨

この度、法定の「子ども・子育て支援事業計画」の見直し時期を迎えています。

安平町では、日本ユニセフ協会と協働し「子どもにやさしいまちづくり事業」(CFCI) 実践自治体として、同計画で『子どもにやさしいまちづくり』を理念に据え、「子どもにやさしい=子どもとともに考える」と捉えています。

そこで、日頃から最前線で子どもたちに関わる先生方を対象に、子どもの権利に関する状況を確認させていただきながら、子どもの権利に関する認識を再PRしたいと考えます。

アンケート期間：2月9日（木）まで

回答フォームURL

<https://www.harp.lg.jp/LVA0ibBe>

調査者 安平町教育委員会事務局 学校教育グループ

TEL 0145-29-7036

Mail kosodate-tantou@town.abira.lg.jp

回答フォーム

個人が特定されることはありません。



安平町は、日本ユニセフ協会から『CFCI 実践自治体』として承認されています。



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef
for every child



安平町の公式ホームページを check!!

子どもの権利ってなに？

○ 「権利」ってなんだろう？

安平町では、子どもたちに対し「ほかの人にじゃまされないよう守られるもの」と説明しています。

○ 子どもの権利条約は、大きく区分して次の4つの権利を確保するためのものです。

生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること

例えば、住むおうちがあり、きれいな水や栄養のあるごはんをたべ、かぜをひいたときに病院に行くことができること。



育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

例えば、学校で勉強したり、友達と遊んだりして自分の才能（力）を伸ばし、成長できること。



守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

例えば、あらゆる暴力・虐待・搾取から守られ、幸せに生きられること。



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

例えば、子どもの意思が尊重され、自分のやりたいこと、やってみたいことについて自由に発言や活動ができる権利です。



日本ユニセフ協会ホームページにて「子どもと先生の広場」というものがあります。
ぜひ、ご覧ください！！



子ども・子育て支援に関する アンケート調査集計結果

安 平 町

令和5（2023）年2月作成

アンケート①

2024年度以降放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用見込み等調査

問1 現在お子さんが通うところと学年は？

種別・学年	件数	割合①※	実人数	割合②※
おいわけ子ども園 年中	9件	7.6%	23名	39.1%
おいわけ子ども園 年長	4件	3.4%	20名	20.0%
はやきた子ども園 年中	11件	9.2%	19名	57.9%
はやきた子ども園 年長	12件	10.1%	27名	44.4%
追分小学校 1年	8件	6.7%	17名	47.1%
追分小学校 2年	3件	2.5%	15名	20.0%
追分小学校 3年	15件	12.6%	25名	60.0%
追分小学校 4年	3件	2.5%	14名	21.4%
早来地区小学校 1年	18件	15.2%	36名	50.0%
早来地区小学校 2年	11件	9.2%	28名	39.3%
早来地区小学校 3年	14件	11.8%	39名	35.9%
早来地区小学校 4年	11件	9.2%	36名	30.6%
計	119件	100%	299名	—

※割合①＝当該学年回答件（人）数／全体回答件（人）数119件

※割合②＝当該学年回答件数／当該学年実人数

※実人数は、令和5（2023）年1月26日現在の住民基本台帳に登録される記録住民の人数です。

問2 放課後児童クラブをいつまで使いたいですか？

希望学年 など	件数	割合
小学校1年	0件	0.0%
小学校2年	1件	1.1%
小学校3年	8件	8.8%
小学校4年	14件	15.4%
小学校5年	6件	6.6%
小学校6年	38件	41.8%
予定なし	24件	26.4%
計	91件	100%

※割合＝当該学年回答件数（世帯）／全体回答件数（世帯）91件

問3 子育てに関して、楽しさや喜びを感じていますか。 ※回答母数：91件

[今回調査]

- | | | |
|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 1. 非常に感じる 53件 (58.2%) | 2. なんとなく感じる 35件 (38.5%) | |
| 3. あまり感じない 1件 (1.1%) | 4. 全く感じない 0件 (0%) | 5. なんともいえない 2件 (2.2%) |

[前回調査]

- | | | |
|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 1. 非常に感じる 95件 (76.0%) | 2. なんとなく感じる 24件 (19.2%) | |
| 3. あまり感じない 2件 (1.6%) | 4. 全く感じない 0件 (0%) | 5. なんともいえない 4件 (3.2%) |

調査結果の分析

96.7%の方が「楽しさや喜び」を少しでも感じるできています。

令和元年12月に実施した前回調査では、95.2%の方が「楽しさや喜び」を感じている結果でしたので、1.5%上昇しています。全体的な傾向（「非常に感じている」から「なんともいえない」までの分散具合）は、2割程度「非常に感じる」から「なんとなく感じる」へ移行していますが、概ね同じと言えます。

問4 子育てに関して、不安感や負担感を感じますか？ ※回答母数：91件

[今回調査]

- | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 1. 非常に感じる 11件 (12.1%) | 2. なんとなく感じる 47件 (51.6%) | |
| 3. あまり感じない 26件 (28.6%) | 4. 全く感じない 3件 (3.3%) | 5. なんともいえない 4件 (4.4%) |

[前回調査]

- | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 1. 非常に感じる 15件 (12.0%) | 2. なんとなく感じる 59件 (47.2%) | |
| 3. あまり感じない 37件 (29.6%) | 4. 全く感じない 3件 (2.4%) | 5. なんともいえない 11件 (8.8%) |

調査結果の分析

63.7%の方が「不安感や負担感」を感じており、前回調査の59.2%より4.5ポイント上昇しています。全体的な傾向（「非常に感じている」から「なんともいえない」までの分散具合）は、概ね同じと言えますが、「なんともいえない」が減少し、他の区分へ移行した印象です。

問5 問4 で「1」「2」と回答した方にうかがいます。そう感じることはどんなことですか？ ※回答母数：
58件

[今回調査]

1. 病気や発育・発達に関すること **28件 (48.3%)**
2. 食事や栄養に関すること **12件 (20.7%)**
3. 育児の方法がよくわからない、子どもとの接し方に自信が持てない **22件 (37.9%)**
4. 子どもとの時間を十分にとれない **9件 (15.5%)**
5. 話し相手や相談相手がいない **2件 (3.4%)**
6. 仕事や自分のやりたいことが十分にできない **12件 (20.7%)**
7. 金銭面に関すること **22件 (37.9%)**
8. 子どもの教育に関すること **30件 (51.7%)**
9. 友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること **19件 (32.8%)**
10. 登園拒否（不登園など）に関すること **2件 (3.4%)**
11. 子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ない **4件 (6.9%)**
12. 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わない **3件 (5.2%)**
13. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などの周りを見る目が気になる **2件 (3.4%)**
14. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない **4件 (6.9%)**
15. 子どもを叱りすぎているような気がする **7件 (12.1%)**
16. 子育てのストレスがたまって、子どもに手を上げたり、世話をしなかつたりしてしまう **0件 (0.0%)**
17. 地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込み方法がよくわからない **2件 (3.4%)**
18. その他（ **少年団の送迎がない2件、ことばの教室がない1件、不安がないわけがない1件** ） **4件 (6.9%)**

[前回調査]

1. 病気や発育・発達に関すること **35件 (47.3%)**
2. 食事や栄養に関すること **23件 (31.1%)**
3. 育児の方法がよくわからない **5件 (6.8%)**
4. 子どもとの接し方に自信が持てない **14件 (18.9%)**
5. 子どもとの時間を十分にとれない **33件 (44.6%)**
6. 話し相手や相談相手がいない **4件 (5.4%)**
7. 仕事や自分のやりたいことが十分にできない **29件 (39.2%)**
8. 金銭面に関すること **24件 (32.4%)**
9. 子どもの教育に関すること **31件 (41.9%)**
10. 友達つきあい（いじめ等を含む）に関すること **15件 (20.3%)**
11. 登園拒否（不登園など）に関すること **1件 (1.4%)**
12. 子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ない **8件 (10.8%)**
13. 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わない **9件 (12.2%)**
14. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などの周りを見る目が気になる **7件 (9.5%)**
15. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいない **6件 (8.1%)**
16. 子どもを叱りすぎているような気がする **26件 (35.1%)**
17. 子育てのストレスがたまって、子どもに手を上げたり、世話をしなかつたりしてしまう **4件 (5.4%)**
18. 地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込み方法がよくわからない **4件 (5.4%)**
19. その他（ **10か月未満の児童の預け先が町内にない** ） **1件 (1.4%)**

調査結果の分析

前回調査から大きくポイントが上昇しているもの上位3つは次のとおりです。

- 1位：友だち付き合い + 12.5ポイント
- 2位：育児方法・接し方 + 12.2ポイント
- 3位：この先の教育 + 9.8ポイント

一方、前回調査から大きくポイントを下げたものの上位3つは次のとおりです。

- 1位：子どもとの時間がとれない Δ 29.1ポイント
- 2位：子どもを叱りすぎている Δ 23.0ポイント
- 3位：自分の時間がもてない Δ 18.5ポイント

これらの結果から推測されることは、自分や子どもと向き合う時間が増えたことで、子どもへの接し方や子どもの園や学校での友達付き合いを含む過ごし方など、子どもへ眼差しを向ける時間が上昇し、我が子を想う時間が増えた結果としての不安の高まりがありそうです。時間の増加は、コロナによる自粛時の印象が強い側面があるかもしれませんが、前回は震災後の調査でしたので様々な苦しさを抱えていた中で、一定程度の心の復興が進んだという見方があるかもしれません。

子どもを叱ることが減少している一方で、子どもとの接し方に不安を抱えている傾向がみられます。叱らずに子どもと向き合うことの重要性への認識が広がるなか、お互いにとってより良い方向へどのように向けていくのかという保護者の課題感が見受けられるということでしょうか。一方で、コロナに対する追分地区と早来地区の対応の差に対するご指摘という側面もあるかもしれません。

いずれにしても、「叱らずに育てる・理解しあう」という現代の社会的命題が浸透している結果と言えるかもしれません。これはまさに「子どもの権利」に立脚した考え方ということができそうです。

アンケート②

子どもの権利に関する意識調査【子ども版】

問1 あなたは、何年生ですか？

在籍学年	件数	割合
小学校1年	5件	7.0%
小学校2年	5件	7.0%
小学校3年	9件	12.7%
小学校4年	12件	16.9%
小学校5年	3件	4.2%
小学校6年	10件	14.1%
中学校1年	12件	16.9%
中学校2年	12件	16.9%
中学校3年	3件	4.2%
計	71件	100%

※割合＝当該学年回答件数（人）／全体回答件数（人）71件

問2 大人たちは、あなたの意見を聞いていると感じますか？

[調査結果]

- | | | |
|------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1. とても感じる 37件 (52.1%) | 2. 少し感じる 24件 (33.8%) | |
| 3. あまり感じない 3件 (4.2%) | 4. 全く感じない 3件 (4.2%) | 5. なんともいえない 4件 (5.6%) |

問3 そう思うのはなぜですか？

[とても感じる方]

- ・拍手してくれたりみんながすごい意見を聞いてくれるから。
- ・アドバイスをくれたりしてくれるから。
- ・いつも話を聞いてくれ、応えてくれるから。
- ・いつも笑ってくれるから。
- ・悩み事があればしっかり話に乗ってくれるから。
- ・あなたはどうかと、聞いてくれるから。
- ・ちゃんとうなずいてくれているから。
- ・意見を参考にしてくれるから。
- ・雑に相槌を打ったりしていないから。（めったにないとして、もし本当に意見を聞いていなくても、表面だけでもそうしてくれるだけでありがたい）
- ・生活のアンケートの時一人一人しっかりアンケートを答えてくれるから。

- ・学校で先生が生徒たちの意見を尊重してくれたから。
- ・解決してくれるから。
- ・親や先生たちに意見を言いやすい環境だから。
- ・晩御飯の要望を聞いてくれるから。
- ・意見を出したらそれに反対しないで実現してくれるから。

〔少し感じる方〕

- ・すぐ言葉を、返してくれるから。
- ・全部は、聞いてもらえていないと思うから。
- ・自分の言った事が間違っている場合もあるから。
- ・聞いてくれているけど、欲しい物を買ってくれないから。
- ・たまに聞いてくれないことがあるから。
- ・心や気分の変化が激しいことを毎回は理解して聞いてくれないから。
- ・勉強の時、自分の答えがあっているのに大人が間違っているのに認めてくれない時があるから。
- ・無視されるときがあるから。
- ・早来学園の校舎が、見栄えはいいが使うのが不便なところがみられるため、つくる前に意見を聞かれていないから。
- ・聞いてくれる人とそうでない人がいるから。

〔あまり感じない方〕

- ・少し聞いてくれることもあるし、全然聞いてくれない事もあるから。

〔全く感じない方〕

- ・話しても意味がないから。
- ・マスクや黙食、我慢ばかりさせから。
- ・大人の意見を押し付けられるから。

〔なんともいえない方〕

なし

問4 どうすれば意見が言いやすいですか？

- ・ちゃんと大人を信じればいい。
- ・おとなを名前と呼ぶ。
- ・勇気を出す。はずかしがらない。
- ・思っていることを言う。
- ・雰囲気明るくしてくれたら言いやすい。
- ・一方的に話しすぎない。
- ・2人だけで話せる場所があるといい。
- ・どう思っているか聞いてもらいたい。
- ・もっと大人が優しくしてくれたら意見が言いやすい。
- ・最後まで話を聞いてくれること。
- ・言いやすいときなんて無い。

- ・話すまでに時間がかかってもちょうんと待っていてくれると話しやすい。
- ・目安箱を設置する。
- ・大人が子どもに寄り添えばいい。
- ・もっと、フレンドリーに声をかけてもらいたい。

調査結果の分析

「意見を聴いてもらえている」と感じる方が85.9%となっており、大人としては少し安心できる状況かもしれません。

しかし、理由から想像するに、まだまだ大人たちにできることがあります。

「どうすれば」向上するかという質問に対する回答のほとんどは、「空気づくり・場づくり」に関するものが占めています。この点に、大人にできることのヒントや方策が隠れているのではないのでしょうか。1件だけ「仕組み/システム」に関するハード面に触れている方もいました。

「意見が言えない/聞いてもらえない」と考えている方は、そもそも意見が言いやすい状況になることは「あり得ない」と考える傾向にあるようです。

問5 大人たちから信頼されていると感じますか？

[調査結果]

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 1. とても感じる | 29件 (40.8%) | 2. 少し感じる | 27件 (38.0%) |
| 3. あまり感じない | 4件 (5.6%) | 4. 全く感じない | 2件 (2.8%) |
| 5. なんともいえない | 9件 (12.7%) | | |

問6 大人たちと対等な関係でいたいですか？

[調査結果]

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 1. とても感じる | 30件 (42.3%) | 2. 少し感じる | 16件 (22.5%) |
| 3. あまり感じない | 15件 (21.1%) | 4. 全く感じない | 2件 (2.8%) |
| 5. なんともいえない | 11件 (11.3%) | | |

問7 「子どもの権利」や「子どもの権利条約（じょうやく）」について知っていますか？

[調査結果]

- | | | | |
|-------------|-------------|------------|-------------|
| 1. よく知っている | 8件 (11.3%) | 2. 少し知っている | 12件 (16.9%) |
| 3. 聞いたことがある | 17件 (23.9%) | 4. わからない | 34件 (47.9%) |

調査結果の分析

78.8%の方が「信頼されている」と感じています。また、64.8%の方が大人たちとの対等な関係を求めており、半数を超えています。「信頼されること」と「対等であること」は一定の相関関係があると考えられるかもしれません。

「子どもの権利」などの用語に関する認知度は、半数近くが「わからない」という結果になっています。今後さらなる啓発を行っていきたいと考えます。それでも、1割強が「よく知って」くれていることは大変心強い結果です。

アンケート③

子どもの権利に関する意識調査【教育者版】

問1 あなたは、所属は？

在籍	件数	割合
子ども園関係	17件	34.7%
小中学校	32件	65.3%
計	49件	100%

※割合＝当該所属別回答件数（人）／全体回答件数（人）49件

問2 子どもたちの意見を聴くことができますか？

[調査結果]

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1. とても感じる 16件 (32.7%) | 2. 少し感じる 25件 (51.0%) |
| 3. あまり感じない 4件 (8.2%) | 4. 全く感じない 0件 (0.0%) |
| 5. なんともいえない 4件 (8.2%) | |

問3 そう思うのはなぜですか？

[とても感じる方]

- ・どんなことがあっても、まずは子どもの意見を聞き、受け入れる姿勢で子どもと接している。
- ・できるだけ生徒と一緒にいてコミュニケーションを心がけている。
- ・そういう職業だから。
- ・子ども一人一人を大切にしたいから。
- ・子からすると、しっかりと話を聞いてもらえてないと思っている部分もあるかもしれないから。
- ・子どもの行動の背景にあるものがわからないと解決には至らないので、よく話を聴くことを大切にしているから。
- ・子どもたちに話しかけられることが多いから。
- ・子どもたちと大いに関わりを持ち、たくさん話をしているから。
- ・子どもであろうと大人であろうと同じ人間であるというスタンスで接しているから。
- ・子ども達の考えや意見をもとに活動を進めているから。
- ・意見を聞くというよりは、対話につながる様に意識している。
- ・子ども達の声があれば、活動全般は進んでいかないため。

[少し感じる方]

- ・定期的にアンケートなどを行っている。
- ・子どもたちがそう思っているかどうかは、わからないため。また、全員の意見を常に聞くことは難しいため。
- ・意思や気持ちを汲み取ろうと努めている。
- ・自分の意見をなかなか言えない子にはいくつかの選択肢をあげて、どうしたいのかを考えて話してもらうようにしているから。
- ・状況が許す限り、1人1人と向き合うようにしているから。
- ・トラブルになった際は、まず子どもの話を聞くようにしている。

- ・指示、命令よりも「あなたは どうしたいと思うのか。」を優先しているから。
- ・学校に対する意見や自分以外についての意見などについては意見を聞くだけにとどまっている。
- ・子ども自身が発言したことを、取り逃がすことのないよう心掛けているため。
- ・子どもと同じ目線で会話しようと普段から意識をしている。
- ・もっとできることがあったりするのではと考えたため。
- ・大人の一方的な考えを押し付けない様になっている。
- ・たくさん子どもたちのそれぞれの希望をきくのが難しいが、少しずつなら聞くことができるから。

〔あまり感じない方〕

- ・一人一人にじっくり関わっていないから。
- ・仕事が忙しくあまり聞けていない。
- ・時間的・精神的な余裕がないため。
- ・多い数の子どもに対しての大人の数があっていないため拾えない、向き合えない現状があるため。

〔全く感じない方〕

なし

〔なんともいえない方〕

なし

問4 どうすれば意見が言いやすいですか？

- ・学級全体における安心感／友達同士の安心感／対教師への安心感
- ・話しやすい環境。違いを受け入れる雰囲気。
- ・児童の意見を否定しない。話す時間の確保。
- ・日常の何気ない会話を対等にもつことが、大事なことも話せる雰囲気につながる。
- ・目安箱みたいなものの設置。
- ・命令・指示・否定をしない。
- ・教師や子ども同士の絆づくりの必要性
- ・生徒会などが中心となって生徒の意見をまとめるなどの取り組み。
- ・教師が、人権について深い見識をもち行動すること。
- ・評価、批判を避けるため、ファシリテーターを入れる。
- ・一番は人間関係、信頼関係づくりだと思っている。
- ・先生がバタバタせず話しかけやすい姿勢づくり。
- ・子どもの意見に耳を傾け、話を聞いてもらったという経験をしてもらう。
- ・口癖のように、みんなはどう思う？と文末で問いかける。
- ・子どもたちと触れ合う時間を確保できるような働き方改革を考える。
- ・聞く時に感情的にならず、子ども達を公平にみる。
- ・子どもたちの話を否定せず、肯定的に受け止めて聞く姿勢。
- ・場面や内容に応じて子どもたちが取り組みやすい工夫と場所が必要。
- ・少人数でのグループなど普段の生活から声の届く距離で過ごせると心の安定になると思う。
- ・意見表明できる場の設定（学習の中、行事の中、学級活動の中、児童会生徒会活動の中で機会を設定する）

調査結果の分析

「意見を聴いてもらえている」と感じる子どもたちが85.9%いたことに対し、教育者側が「意見を聴いている」と感じる方は83.7%でした。子どもたちの抱く感覚とほぼ一致しており、教育者の皆様の取組みの成果が裏付けられたと言えそうです。

しかし、理由から「本当に聴くことができているのか」「大人たちの自己満足ではないのか」といった謙遜と向上心がうかがわれます。

「どうすれば」向上するかという質問に対する回答のほとんどは、子どもたちと同様「空気づくり・場づくり」に関するものが多くを占めています。この点で、同じ教育者としてもっているビジョンを参考にすることができると考えられます。

大人の視点としてやはり「仕組み/システム」に関するハード面に触れている方が子どもたちよりも多くありました。実際の経験からビジョンが持ちやすい立場にあることが大きいでしょう。

具体的には、次のものが挙げられています。

- 目安箱等の設置（子どもにもあった意見）
- 児童会生徒会の活用
- ファシリテーターの配置
- 働き方改革により子どもたちと向き合う時間の捻出
- 学習、行事等活動の中での機会設定

「意見を聴く＝意見を取り入れなければならない」という前提をお持ちの方が一定程度いらっしゃる印象です。「意見を聴く＝対話する」という意見もあり、どちらかと言えばこちらが「子どもの権利」の観点と実社会における実態からみて現実的と考えられるでしょうか。とりわけ、学校現場に所属する方は、「1対大勢」という考え方があり、意見を聴くことの困難さが現実としてありそうですから、全部を実現させることは確かに困難です。

一方で、『子どもの意見がなければ、そもそも活動ができない』という考え方がありました。究極的に目指したい考え方、「子どもの権利条約」がめざすところ最終目的地と言えるでしょう。

問5 子どもたちから信頼されていると感じますか？

[調査結果]

- | | | | |
|-------------|------------|-----------|-------------|
| 1. とても感じる | 7件 (14.3%) | 2. 少し感じる | 35件 (71.4%) |
| 3. あまり感じない | 0件 (0.0%) | 4. 全く感じない | 0件 (0.0%) |
| 5. なんともしえない | 7件 (14.3%) | | |

問6 子どもたちと対等な関係でいたいですか？

[調査結果]

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 1. とても感じる | 27件 (55.1%) | 2. 少し感じる | 12件 (24.5%) |
| 3. あまり感じない | 8件 (8.2%) | 4. 全く感じない | 0件 (0.0%) |
| 5. なんともしえない | 6件 (12.2%) | | |

問7 「子どもの権利」や「子どもの権利条約（じょうやく）」について知っていますか？

[調査結果]

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1. よく知って、活動に取り入れている 10件 (20.4%) | 2. よく知っている 19件 (38.8%) |
| 3. 少し知っている 18件 (36.7%) | 4. わからない 2件 (4.1%) |

調査結果の分析

85.7%の方が「信頼されている」と感じており、子どもの78.8%と6.9ポイントの差があります。これは、それほど大きな乖離とまでは言えないと考えられます。また、79.6%の方が子どもたちと対等な関係を求めており、子どもの64.8%と14.8ポイントの差があり、こちらは子どもよりも大人たちの方が対等な関係を強く求め、日々活動されていることがうかがわれます。子どもたちの方がポイントが低いのは、子どもたちの考える「信頼」の意味の捉え方が段階的に成長・変化する（大人より捉え方に幅がある）ことからバラツキが生じていると考えられるかもしれません。

問8の中には、次のような鋭いご指摘がありました。

○表向き「子どもの意見を聴いてる」と言っても、結局は自分の立場や周りの顔色を伺っているのは聴いていないのと同じだから、信頼されるわけがない。

○大人は子どもを指導する立場という考えをまずは見直し、ともに成長していく対等な関係であるということを認識する必要がある。

○CFCIについて「子どもにやさしい」を「子どもたちを信頼し、子どもたちから信頼されること」捉えると理解しやすいのではないか。

○「大人が決めたことだから」「きまりだから」「毎年そうだから」という固定概念で、考えることをあきらめる人にはなあってほしくはないと考えます。制限がある中でも創意工夫して楽しい学校生活が送れるような取り組みをしたいです。

○大人も言われたことや決められたことをただ遂行するのではなく、目の前の子どもをよく見て、成長のねらいを見定めて、みんなで意見を出し合って、創意工夫のある学校にしていきたいと考えます。

これらは全て、「子どもと対等な関係が必要」「信頼しあうことが必要」という側のご意見と考えます。

問8では一方で、次のようなご意見もあります。

○あくまでも教師は指導者なので、子どもと立場を異として一線を引いた指導をしなければならない。

○対等を意識しすぎて子どもたちにより越えられ、收拾のつかなくなったケースをこれまでにたくさんみてきた。

○あくまでも教師は指導者なので、そもそも対等な関係が必要だろうか。

○子ども達と教員が対等な立場でいることが信頼に繋がるものか疑問に感じました。

これらは全て、「子どもと対等＝お友達感覚」「時として大人が一段上にいる必要がある」という前提が言外にあるように感じます。

【おとなはともすると、子どもを受益者と位置づけ、子どもに対して善意を施すこと、つまり、助けてあげる、守ってあげる対象として子どもを捉え、これを“やさしい”としてしまいます。しかし、子どもを権利の「客体」として捉えることに加え、権利の「主体」として、自分が考えていることや思うことを言えること、そしてそれを聞いてもらえることにより、自分に自信を持ち、社会への積極的な参加意識をもてることが同じように大切です。それを実現するのが子どもにやさしいまちなのです。】CFCIホームページ（抄）

上記を記載して下さった方がいます。

「子どもの権利」や「子どもの権利条約」は、上記の考え方がスタンダードです。ここで重要なのは、「権利の客体」「権利の主体」という考え方です。

教育現場において、他の子どもの権利を侵害する行為が往々にして見られることでしょう。教育者側は、この人権と人権の摩擦を「調整」する必要が生じます。しかしこの「調整」は果たして大人の「強制」「強権」によらなければならないでしょうか。「調整」とは、大人からの適切な助言を与えることで「権利の主体」者でもあり権利の侵害者でもある子どもと「意見をすり合わせる」ことだと考えます。大人が一段上にいなければ、大人としての適切な助言は与えられないでしょうか。そのようなことはないはずですが。

「子どもの権利」などの用語に関する認知度は、90%以上が「知っている」状態です。さらに20.4%の方が既実践されているということです。これは安平町の子どもたちにとって、保護者にとって大変心強いものです。

問8 自由記載

- ・防災教育が貧弱と感じます。被災した学校としてありきたりの避難訓練を繰り返してきたことが恥ずかしい。ひとの命を守るために早来学園の避難経路の見直しも含め避難訓練等の計画段階から防災の専門家に入ってもらうべきと思います。
- ・食事が十分に当たっていない、不衛生、親の都合で学校を休ませる等子どもの権利が守られていない状況があるにもかかわらず、行政は子どもを助けない。
- ・安平町は1人親世帯が多いので、その世帯への金銭面、心理的支援がより多く必要だと感じます。
- ・不登校の子が増えているように感じます。行けない理由はさまざまだと思いますが、そのような子たちを受け入れてくれる居場所、行きたくなるような居場所が必要ではないかと思います。
- ・安平町は子ども、子育てに優しいと感じています。
- ・安平町は子育てに優しい町と宣言されているので子どもひとりひとりが大切に思われるように町として考えてほしいと思います。子どもの立場に立った場合、働きやすい町は子どもを預けられる町ですか？毎日朝から夜まで預けられる環境がよいのでしょうか？それは大人にとっての育てやすい町なのではと思います。子どもの意見を聞くために子どもの育ちを意識することで権利を守ることになるのではないのでしょうか？
- ・目の前にいる一人を大事にできるかどうか、それを忘れないで、子どもだけでなく自分にかかわる人を大事にしていきたい。

安平町子ども・子育て支援事業計画

【令和5（2023）年3月 中間見直し】

（案）



安 平 町

はじめに

安平町では、令和2（2020）年3月、子ども・子育て支援法施行後第2期目となる「安平町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

その後、令和2（2020）年11月、とりわけ早来地区における2歳児以下の幼児教育・保育施設の不足とその児童の処遇改善を目的とした小規模保育事業所の創設を主目的として本計画の一部を変更し、現在に至っています。

本計画における計画期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間です。

本年度（令和4年度）は、その計画の中間年に当たる年であることから、計画内容と実態に乖離がある場合は、地方版子ども・子育て会議での議論を踏まえながら見直しを図ることとされています。

そこでこの度、児童生徒とその保護者へのアンケート調査などを踏まえながら当町の実態を捉え直し、必要な部分を見直すこととなりました。

本書は、令和2（2020）年11月変更版から見直しを図る部分に限り抜粋してお示しする構成としています。本書に記載のない部分につきましては、同変更版をご参照ください。

本計画の見直しに当たりご協力いただいたすべての皆さまに、この場をお借りして心からの感謝とお礼を申し上げます。

令和5（2023）年3月

安平町長 及川 秀一郎

目次

第1章 計画策定にあたって	略
第2章 子どもを取り巻く環境	5
1 人口の推移と将来推計	
(1)総人口	
(2)年齢別人口比率	
(3)出生数の推移	
2 生産年齢人口・就業者人口の推移	
3 子育て支援サービスの現状	
(1)認定こども園等利用者数	
(2)子育て支援センターの状況	
(3)放課後児童クラブ利用者数	
4 母子保健事業の状況	
(1)～(10) 略	
(11)子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置	
第3章 計画策定の考え方	略
第4章 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	16
1～2 略	
3 地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数、提供体制の確保の内容及びその実施時期	
(1)・(2) 略	
(3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
(4)～(12) 略	
4～5 略	
第5章 施策の展開	略
第6章 計画の推進に向けて	略
資料	19
1 計画策定の組織	
(1)安平町子ども・子育て会議	

(2)安平町子ども・子育て会議子育て支援部会

(3)安平町子ども・子育て会議青少年部会

2 計画策定に係るニーズ調査

本文中、「〇〇〇〇〇〇〇〇※」と記載してある箇所は24ページ以降の用語集に詳しい説明を記載していますのでご参照ください。

3 用語集

第2章 子どもを取り巻く環境

1. 人口の推移と将来推計

(1) 総人口

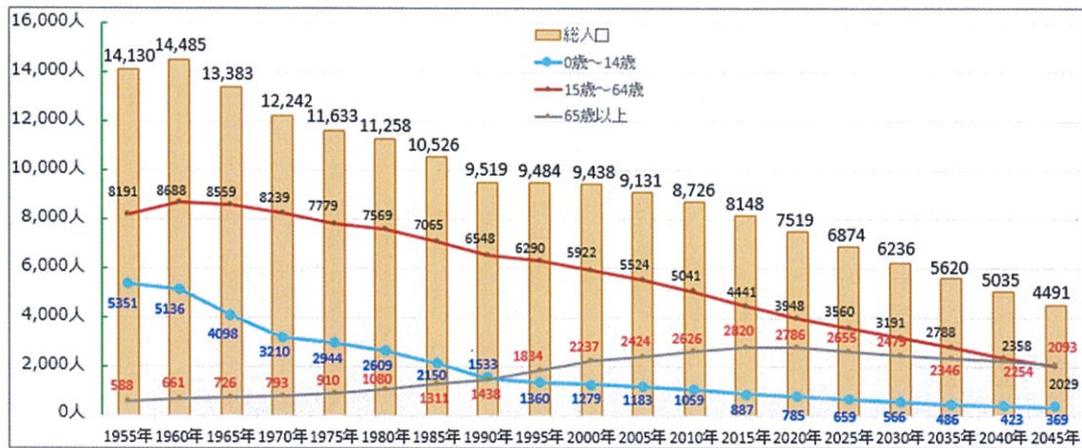
見直し後のグラフは、令和2（2020）年国勢調査の結果を反映したものです。

本町の人口は、見直し前同様毎年確実に減少しています。むしろ、その速度が平成30（2018）年北海道胆振東部地震の影響により加速したとみることができます。

一方、令和4（2022）年において18名が転入超過となり、安平町史上初めて「社会増」となったことは、大きな希望と言える現象です。

【見直し前】

■安平町の総人口の推移と将来推計（1955年（昭和30年）～2045年（平成57年））

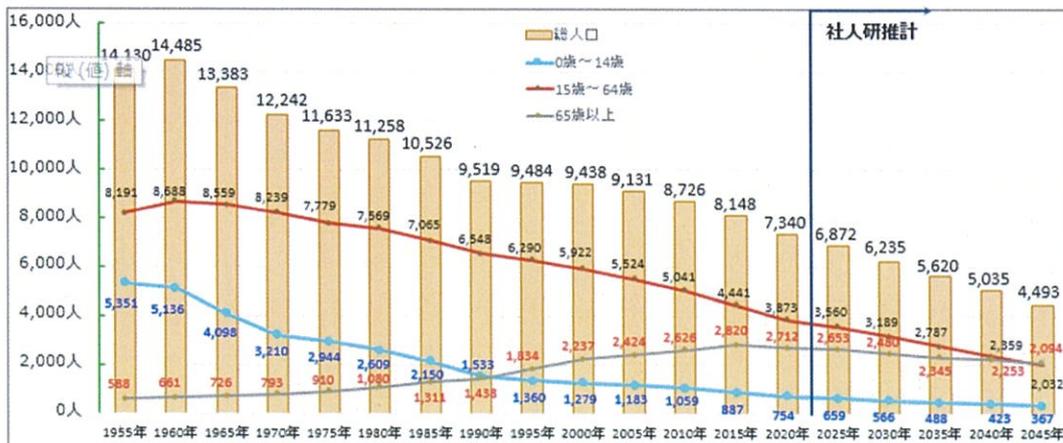


平成30年4月更新（2015年国勢調査結果反映・2018年公表社人研推計反映）

出典：国勢調査、2020年以降は社人研推計

【見直し後】

■安平町の総人口の推移と将来推計（1955年（昭和30年）～2045年（令和27年））



出典：国勢調査、2025年以降は社人研推計

(2) 年齢別人口比率

こちら、令和2（2020）年国勢調査の結果を反映したグラフです。

全体的な傾向としては見直し前とほとんど変わりありませんが、年少人口と老年人口が減少し、生産人口がわずかながら増加しています。老年者に健やかに過ごしていただきつつ、生産人口と年少人口の割合を高めることが、当町の目標となっています。

【見直し前】

■ 安平町の年齢3区分別人口推移と将来推計（1980年（昭和55年）～2045年（平成57年））

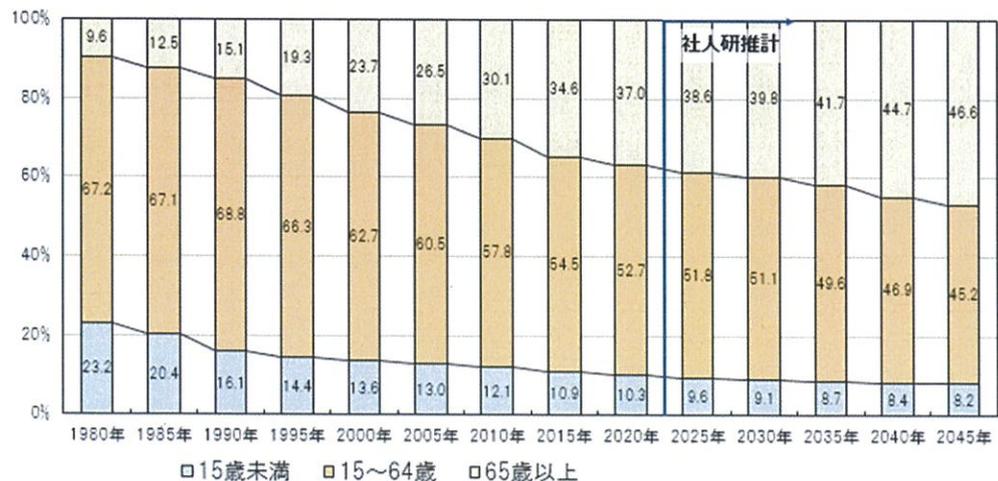


平成30年4月更新（2015年国勢調査結果反映・2018年公表社人研推計反映）

出典：国勢調査、2020年以降は社人研推計

【見直し後】

■ 安平町の年齢3区分別人口推移と将来推計（1980年（昭和55年）～2045年（令和27年））



※2025年以降の社人研推計は、2020年国勢調査結果を踏まえた推計ではなく、社人研の平成30年3月公表値を使用（2015年国勢調査結果を反映）

出典：国勢調査、2025年以降は社人研推計

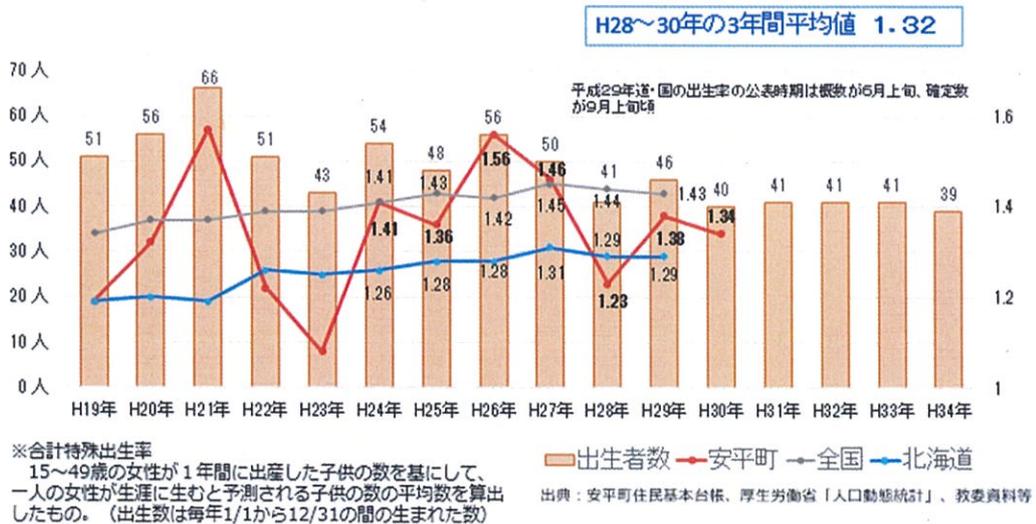
(3) 出生数の推移

こちらは、令和3（2021）年までの結果を反映したグラフです。

人口規模の少なさから年ごとに波がある傾向は変わりません。しかし、直近3年間平均値を見ると、見直し前から0.21ポイント上昇しています。

【見直し前】

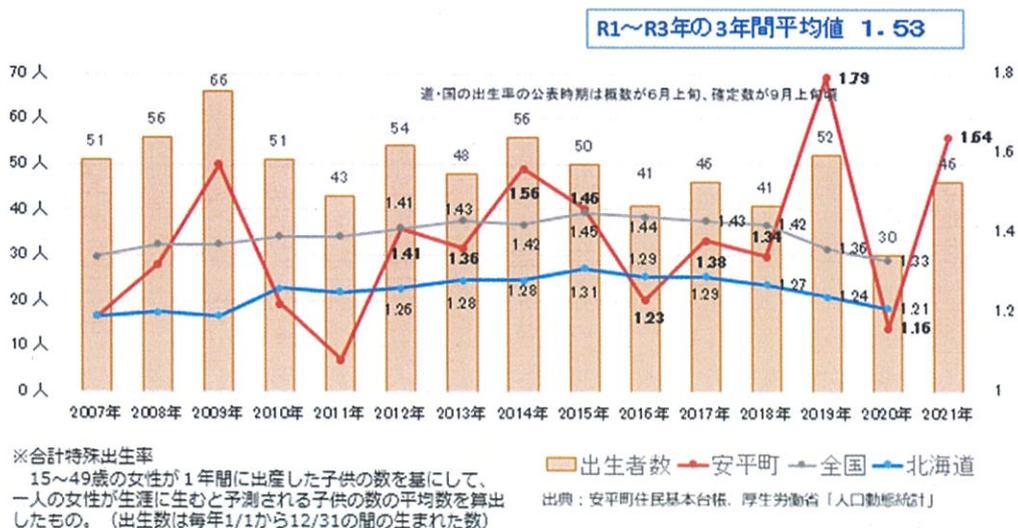
■ 安平町における出生数推移・将来推計と合計特殊出生率



平成31年4月更新（出生者数は平成30年まで実数値、以降の出生者数は教育委員会の子ども子育て会議資料より抜粋（予測））

【見直し後】

■ 安平町における出生数推移・将来推計と合計特殊出生率

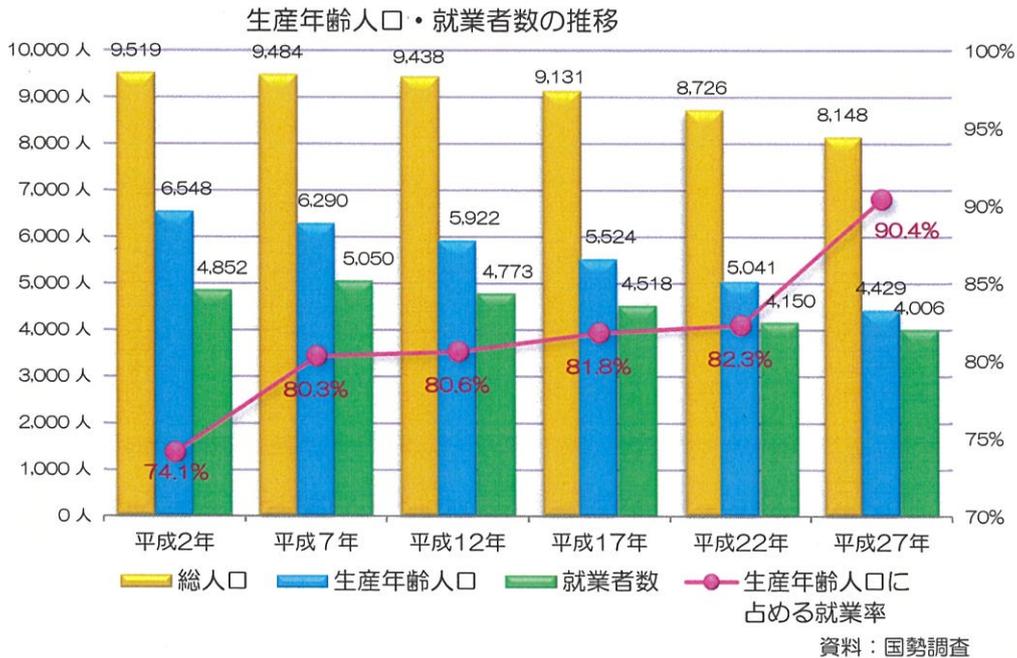


2. 生産年齢人口・就業者数の推移

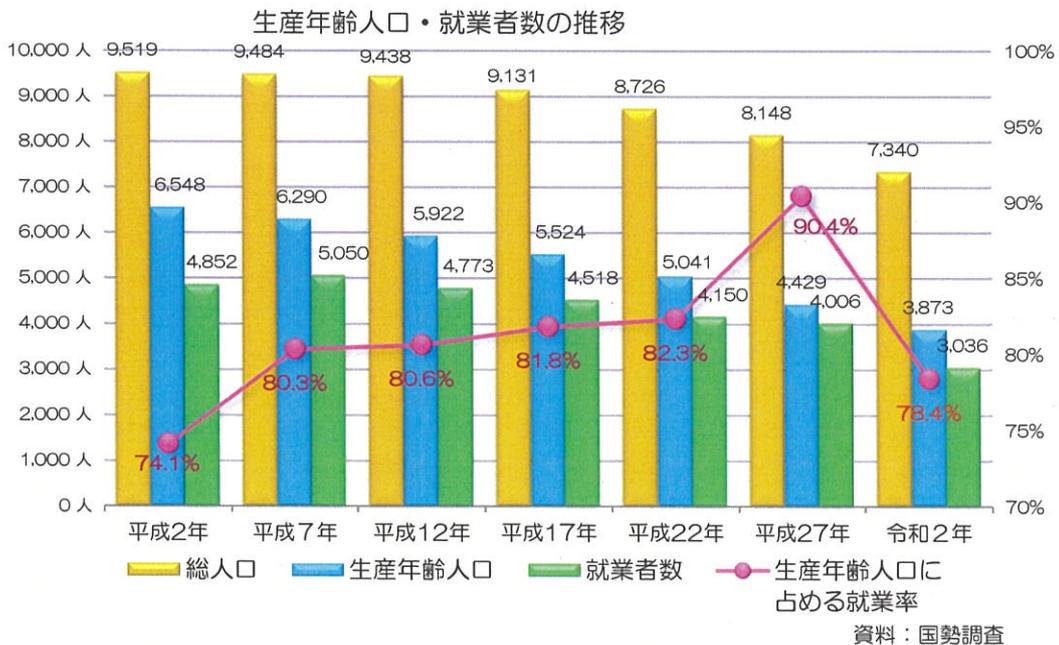
今回の見直しにより、令和2（2020）年度国勢調査の結果を反映しました。

平成27（2015）年度国勢調査と比較して、生産年齢人口に占める就業者数の割合が大きく減少しました。

【見直し前】

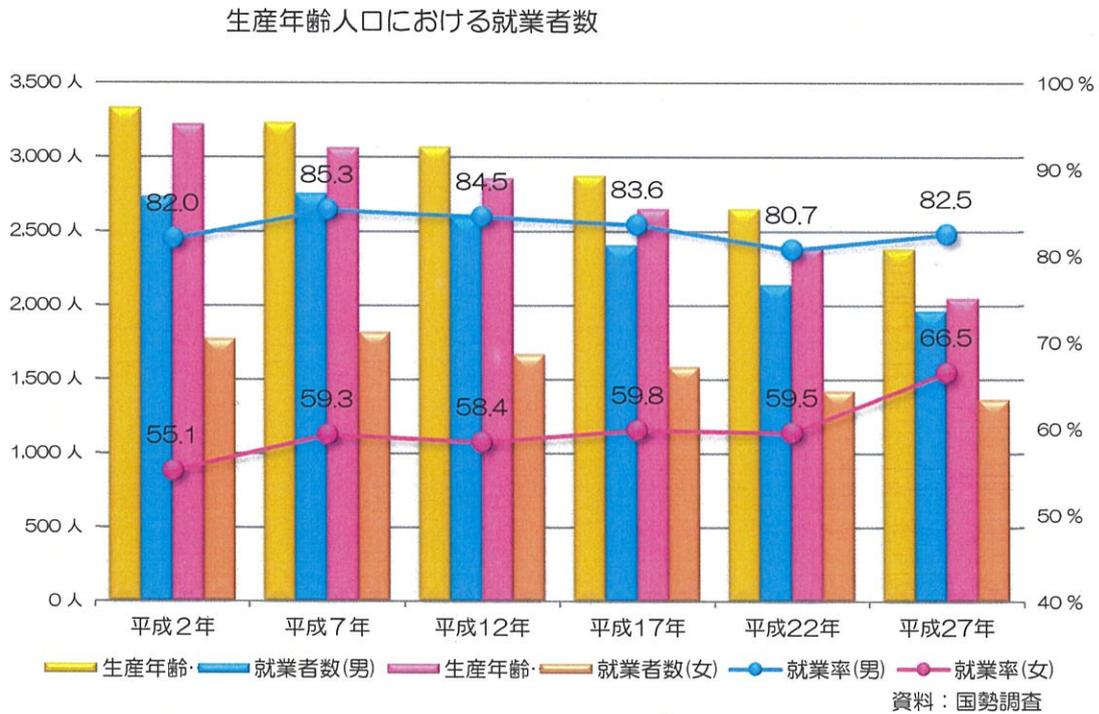


【見直し後】

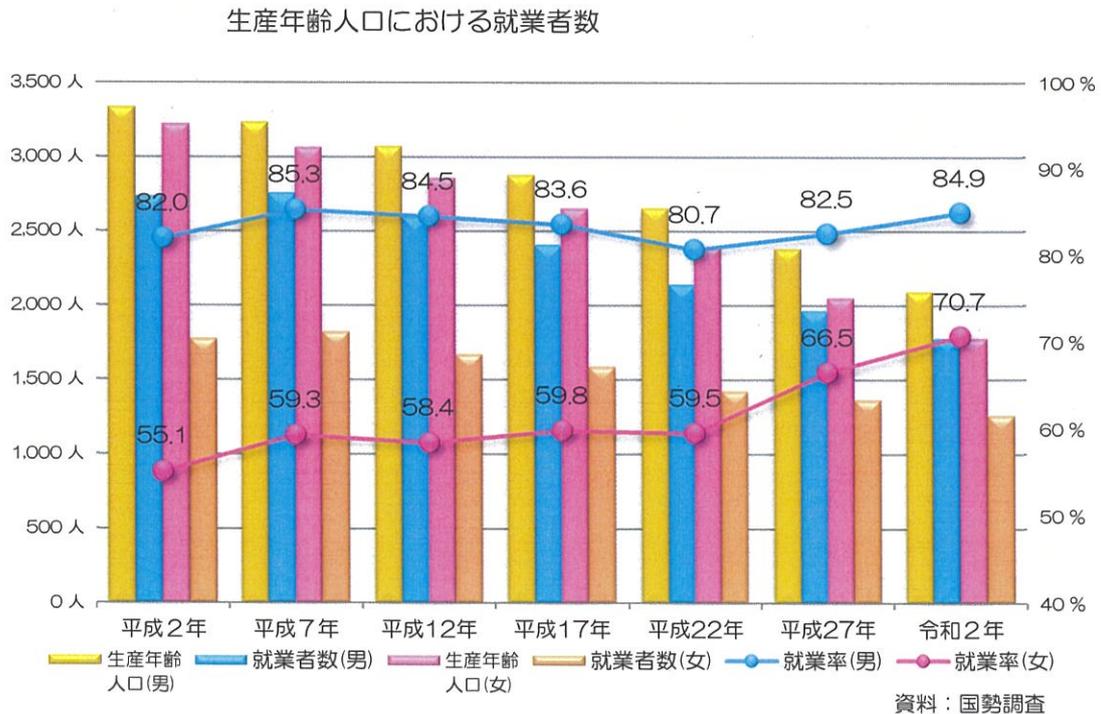


こちらのグラフも、令和2（2020）年度国勢調査の結果を反映しています。
本計画において最も重要な指標である女性の就業率が、70%を超えました。

【見直し前】



【見直し後】



3. 子育て支援サービスの現状

見直し前の本項では、第1期計画策定段階から第2期策定段階における下表【保育関係施設設置状況変遷】を説明しています。よって、本見直しでは第2期、とりわけ令和2(2020)年11月変更版で示された内容を中心に整理します。

第2期計画では、早来地区における小規模保育事業所創設が本項に影響を与えるものとなりました。また、第1期計画時から課題となってきた病児保育事業所については、現段階で時期を明確にしていますが、設置の可能性について検討が進められています。

これらを踏まえ、下記表を令和4(2022)年度現在の状況へ置き換えます。

【保育関係施設設置状況変遷】※見直し前

施設名	平成26年度	令和元年度	備考
町立幼保連携型認定こども園	はやきた子ども園	なし	平成28年度より公私連携へ
私立認可保育所	追分保育園	なし	平成29年度よりおいわけ子ども園へ
町立幼稚園	追分幼稚園	なし	//
へき地保育所	旭保育園	なし	//
公私連携幼保連携型認定こども園	なし	はやきた子ども園 おいわけ子ども園	早来は平成28年度から、追分は平成29年度から開始
子育て支援センター	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来は平成28年度から、追分は平成29年度から園運営法人が実施
放課後児童クラブ	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	両地区とも平成29年度から園運営法人が実施
児童センター	早来地区 1カ所	早来地区 1カ所	平成29年度から園運営法人が実施
児童館	追分地区 1カ所	追分地区 1カ所	//

【保育関係施設設置状況変遷】※見直し後

施設名	平成 26 年度	令和 4 年度	備考
町立幼保連携型認定こども園	はやきた子ども園	なし	平成 28 年度より公私連携へ
私立認可保育所	追分保育園	なし	平成 29 年度よりおいわけ子ども園へ
町立幼稚園	追分幼稚園	なし	//
へき地保育所	旭保育園	なし	//
公私連携幼保連携型認定こども園	なし	はやきた子ども園 おいわけ子ども園	早来は平成 28 年度から、追分は平成 29 年度から開始
小規模保育事業所	なし	早来地区 1カ所 追分地区 0カ所	令和3(2021)年11月から私立事業所が開所
子育て支援センター	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来は平成 28 年度から、追分は平成 29 年度から園運営法人が実施
放課後児童クラブ	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	早来地区 1カ所 追分地区 1カ所	両地区とも平成 29 年度から園運営法人が実施
児童センター	早来地区 1カ所	早来地区 1カ所	平成 29 年度から園運営法人が実施
児童館	追分地区 1カ所	追分地区 1カ所	//
病児保育事業所	なし	なし	現計画において検討中

(1) 認定こども園等利用者数

これまで教育・保育施設は、追分・早来両地区に公私連携幼保連携型認定こども園がそれぞれ1ヶ所でしたが、令和3(2021)年11月、学校法人立の小規模保育事業所「はやきたゆきだるま保育園」が設置されました。

入園児童数は、総数で見ますと平成29(2017)年度から令和元(2019)年にかけてそれぞれ241名、241名、269名と、全体としてはやや増加傾向にあります。一方、見直し後の令和2(2020)年度から令和4(2022)年度の3年間で見るとそれぞれ243名、239名、258名となり、見直し前と概ね同水準で推移しています。ただし、総体の児童数(年少人口)の減少から見ると、預けて働く生活スタイルの増加は前出の女性の就業率上昇からも見て取れますし、加えて、集団生活を望む親の割合が増えていると推測できます。

園別に見ると、おいわけ子ども園は見直し前と見直し後の3か年平均で見ると10名減少している一方、はやきた子ども園では3名増加しており、要因としては町外からの流入増が挙げられます。

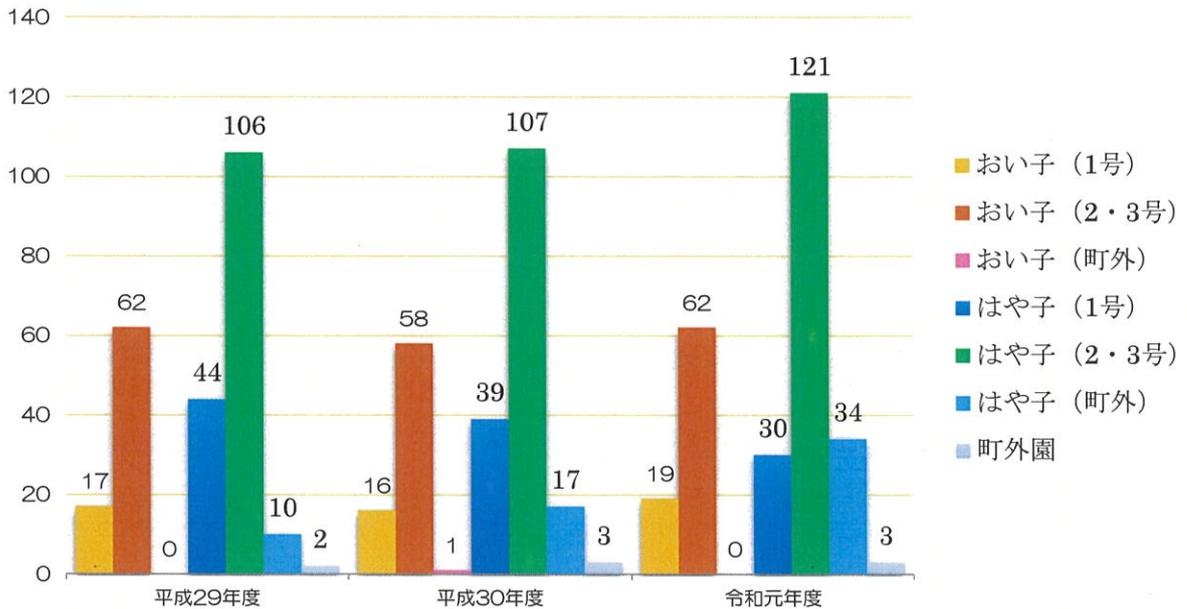
待機児童※は、平成29・30(2017・2018)年度はありませんでしたが、令和元(2019)

年度において1名（同年12月現在）発生し、その後解消して現在までありません。

なお、下記のグラフは、両園が民営化した後の状況を表示し、今回の見直しにより令和2（2020）年度から令和4（2022）年度を追加しています。

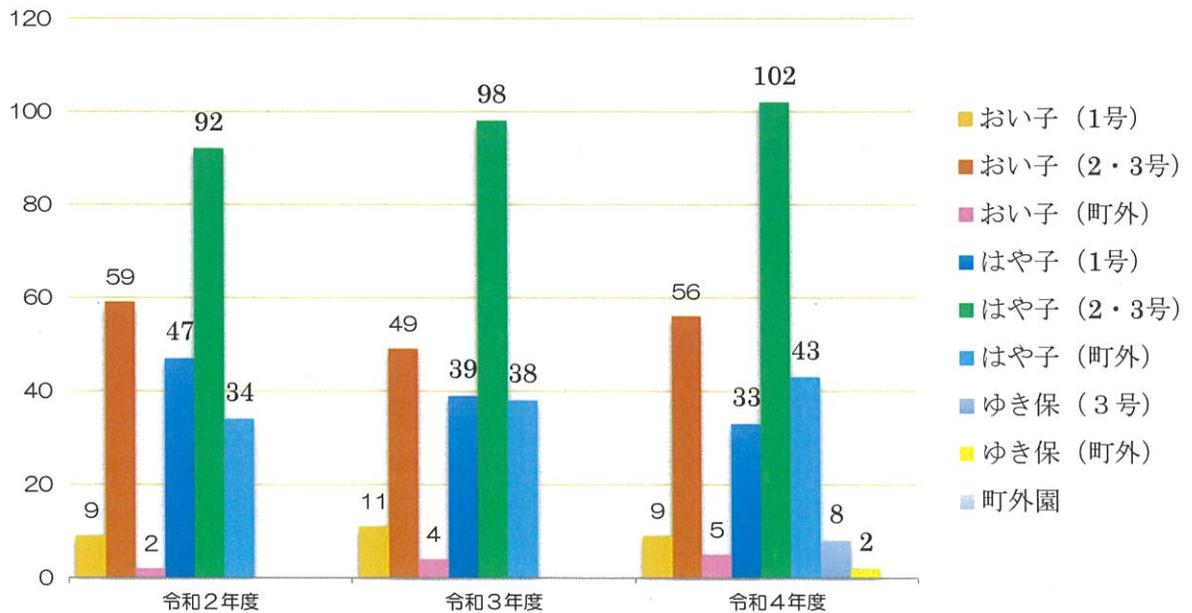
【見直し前】

入園児童数（各年度10月1日現在）



【見直し後】 令和2（2020）年度以降

入園児童数（各年度10月1日現在）

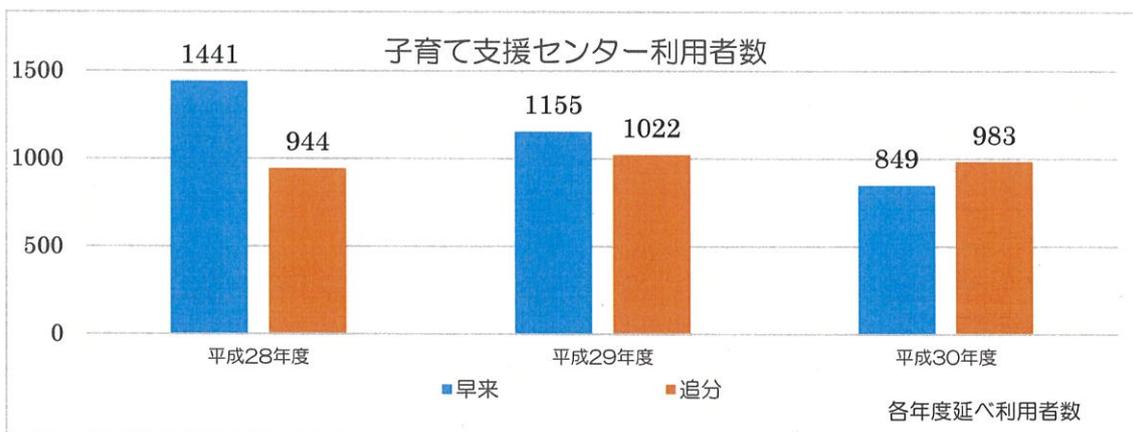


(2) 子育て支援センターの状況

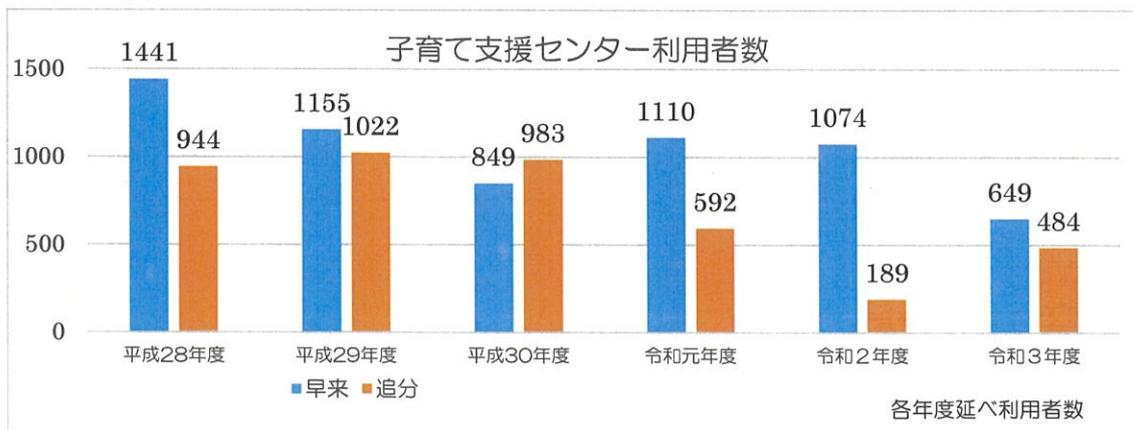
今回の見直しにより、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度分について追加しました。

利用者数について、見直し前段階（第2期策定当初）では少子化やこども園等を利用する児童の増により利用対象者が減っていることなどを要因として減少傾向にありという分析をしています。見直し後の3か年は、ウィズコロナの期間であったことから、より減少傾向が強まった結果となりました。

【見直し前】



【見直し後】



(3) 放課後児童クラブ利用数

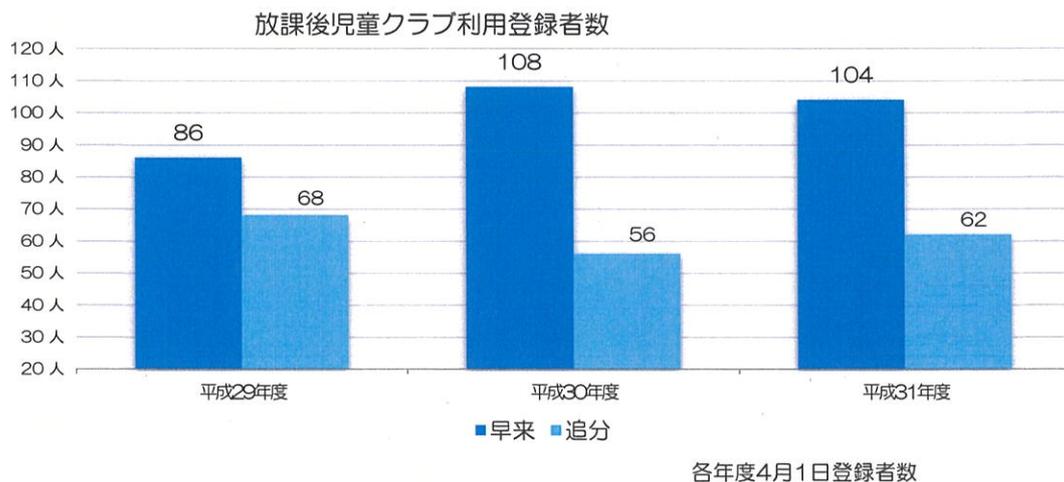
今回の見直しにより、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度分について追加しました。

見直し前の分析としては、児童数が減少傾向にあるが、利用登録者数は小学生の概ね半数が登録し高止まりであることに加え、1日の平均利用者数（平日）は登録者数の概ね50%程度で推移していることから、働く保護者が増え自宅以外の児童の居場所を確保する方が増えていることが見出されたました。

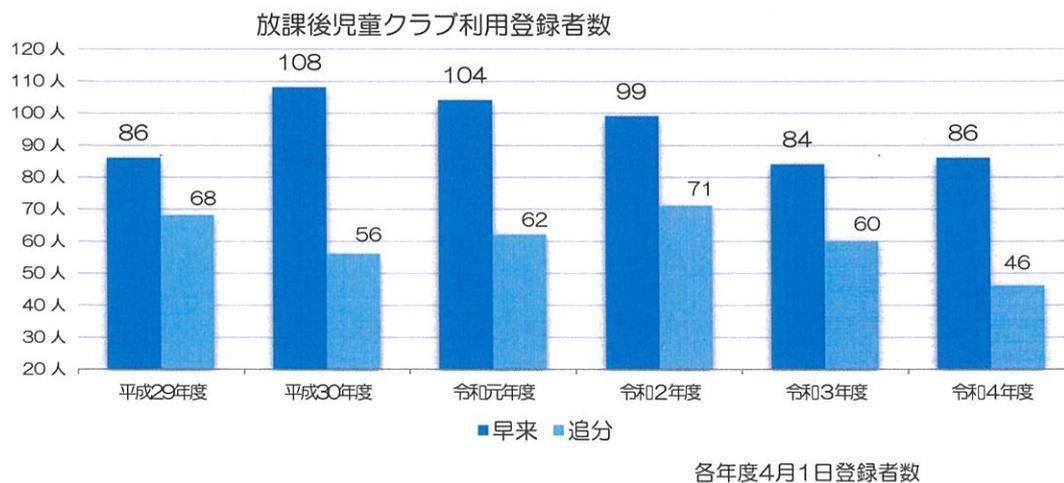
見直し後の3か年を見ると、利用登録者数としては追分で平均△3名、早来で平均△

10名と減少傾向にあります。しかし、早来では1日の利用者数が70名を超える日が頻発するなど、利用登録者の利用率が60~70%で推移しています。

【見直し前】



【見直し後】



4. 母子保健事業の現状

(3) 不妊対策

妊娠を望む夫婦に対しては、医療保険の適用となる特定不妊治療を受けた後、保険適用後の自己負担分を助成しています。1年間の助成回数の上限はなく、最初の治療が40歳未満の方は通算6回まで、40歳～42歳までの方は通算3回まで助成しています。また、第2子以降の特定不妊治療を行うときは、それまでの通算助成回数に関わらず、特定不妊治療を行う子ども毎に40歳未満は通算6回、40歳～42歳の方は通算3回まで助成します。

(11) 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置

母子保健事業と子育て支援事業との一体的な提供を通じて、妊婦及び乳幼児の健康保持並びに増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をするため、平成31（2019）年4月に子育て世代包括支援センターを設置しました。

また、子育て世代包括支援センターの設置に合わせて、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他必要な支援に係る業務を適切に行うことを目的として、上記子育て世代包括支援センターと同じく平成31（2019）年4月に安平町子ども家庭総合支援拠点を設置しました。

この間の安平町における運用は、健康福祉課にて両機能を所管させ、物理的にも同室で業務を実施することで実質的にも一体的な運用を図り、迅速かつ的確な子どもとその家庭の支援に取り組んできました。

しかしながら、全国的な事例をみると、まだまだ両機能の効果を最大限に発揮するという段階に至らず、これらの機能の強化・拡充の必要性が指摘され、令和4（2022）年6月に改正児童福祉法が成立し、令和6（2024）年4月より両機能を統合した「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

よって、当町としましても法改正の趣旨に鑑み、同センターを法施行に合わせて設置することについて検討を進めていきます。

第4章 幼児期の学校教育・保育、
地域子ども子育て支援事業

3. 地域子ども・子育て支援事業の必要想定人数等、提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、幼児期の学校教育・保育と同様に、安平町に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、計画期間として定める各年度の必要人数等を見込むこととされています。

本見直しでは、昨今利用登録者数の利用率が高まっている放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、先に実施した保護者アンケートの結果を踏まえた令和5・6（2023・2024）年度における必要想定人数等、提供体制の確保の内容及びその実施時期についてお示しします。町は計画を達成できるよう、必要な措置を講じていきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

▼事業の概要及び現状

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室（空き教室）、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。安平町では第1期計画に基づき、両子ども園が入る児童福祉複合施設内の早来児童センターと追分児童館に開設しています。また、子ども・子育て新制度では、対象を小学校3年生から6年生へ拡大するよう求められたことを踏まえ、第1期計画にこれを盛り込み、平成28年度より実施しています。

▽今後の方向性【見直し前】

第1期計画で掲げた、子どもが小学生になっても働き続けられる環境整備の一環としての休日開所について、引続き両運営法人と協議します。また、見込みを上回る入所希望があった場合にも、両運営法人と連携しながら待機児童が発生しないよう努めるとともに、発生した場合にはその解消に努めます。

年度	早来地区				追分地区			
	必要想定人数			確保の内容	必要想定人数			確保の内容
	低学年	高学年	計		低学年	高学年	計	
R2	50人	54人	104人	110人	27人	32人	59人	90人
R3	51人	50人	101人	110人	30人	32人	62人	90人
R4	53人	45人	98人	110人	31人	29人	60人	90人
R5	49人	50人	99人	110人	33人	27人	60人	90人
R6	47人	51人	98人	110人	33人	30人	63人	90人

▽今後の方向性【見直し後】

両運営法人と連携しながら待機児童が発生しないよう努めてきましたので、令和2（2020）年度から現在まで待機児童は発生していません。しかし、早来地区では利用登録者の利用率の上昇を背景に、実質的な1日当たりの利用人数の上昇による施設の過密化が顕著です。

令和5（2023）年度の1学期までの状況を参考に、同年度2学期以降、放課後子ども教室※による早来学園を活用した新たな居場所づくりを検討し、その解消に努めます。

年度	早来地区				追分地区			
	必要想定人数			確保の内容	必要想定人数			確保の内容
	低学年	高学年	計		低学年	高学年	計	
R2	50人	54人	104人	110人	27人	32人	59人	90人
R3	51人	50人	101人	110人	30人	32人	62人	90人
R4	53人	45人	98人	110人	31人	29人	60人	90人
R5	60人	24人	84人	110人	33人	10人	43人	90人
R6	58人	36人	94人	110人	38人	18人	56人	90人

資 料

1. 計画策定組織 ※本計画見直し時（令和5年3月現在）

(1) 安平町子ども・子育て会議

役職	所属	氏名	備考
委員長	安平町長	及川 秀一郎	行政関係者代表
委員	安平町教育委員会教育長	種田 直章	教育行政関係者代表
委員	安平町校長会	花田 啓光	学校関係者代表
委員	はやきた子ども園長	福田 剛	認定こども園
副委員長	おいわけ子ども園長	山城 義真	認定こども園
委員	はやきた子ども園学校運営協議会代表	添谷 信隆	認定こども園
委員	おいわけ 子ども園学校運営協議会代表	田畑 正人	認定こども園
委員	安平町PTA連合会会長	秋田 実	社会教育団体
委員	安平町子ども会連絡育成協議会会長	内田 昌利	社会教育団体
委員	安平町民生委員協議会会長	中村 力	地域福祉関係

(2) 安平町子ども・子育て会議子育て支援部会

役職	所属	氏名	備考
委員	有識者	松田 剛史	地域活動等
委員	安平町校長会	山田 耕一	学校関係者代表
委員	安平町民生委員協議会主任児童委員	垣内 敦子	地域福祉関係
委員	子育てサポーターの会ありす会長	川崎 知子	子育て支援活動
委員	安平町人権擁護委員協議会会長	小野寺 捷	地域福祉関係

(3) 安平町子ども・子育て会議青少年部会

役職	所属	氏名	備考
委員	追分高等学校長	石若 拓哉	学校関係者代表
委員	更生保護女性会会長	長山 絹枝	地域福祉関係
委員	苫小牧警察署早来駐在所長	千葉 祐一	警察行政
委員	保護司	八木 響子	地域福祉関係
委員	防犯協会会長	工藤 隆男	地域活動
委員	有識者	野村 治男	指導助言（退職校長）
委員	有識者	丸子 明人	指導助言（退職校長）

2. 計画策定に係るニーズ調査

(1) 目的

新たな子ども・子育て支援制度の中で、次代を担う子どもたちのために行う事業を計画的に進める目的で作成する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として教育・保育や子育て支援の利用状況や利用希望、さらには子育てに関する不安感・負担感や子どもの権利に関することなどを把握するため。

(2) 調査の内容及び方法

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）ニーズ等調査

○調査対象

令和5（2023）年1月24日現在で、安平町内の年中から小学校4年生の子をもつ保護者

（全世帯を対象）

○調査件数

218件（1世帯につき1件）

○調査内容

これまでの安平町子ども・子育て会議での議論を踏まえ、近年過密化が進む同事業の今後のニーズ把握と、子育てに関する不安感・負担感に関する調査を実施する。

○周知方法

町内認定こども園在園児の保護者へは、園経由でチラシ配布

小学生の保護者へは、小学校でチラシ配布（補完として「マチコミ」も活用）

○回収方法

オンライン回答フォームへの入力

○調査期間

令和5（2023）年1月26日（木）～令和5（2023）年2月6日（月）

②子どもの権利に関する意識調査

○調査対象

A：同年1月26日現在で、安平町内の小学校1年生から中学校3年生全員

B：同年1月26日現在で、安平町内町立学校及び私立教育・保育施設に所属する教職員全員

○調査件数（1人につき1件）

A：480件 B：学校91件、教育・保育施設117件 合計208件

○調査内容

これまでの安平町子ども・子育て会議での議論を踏まえ、「子どもにやさしいまちづ

くり事業（CFCI）」実践自治体として本計画の理念に『子どもにやさしいまちづくり』を掲げることから、「子どもの権利」又は「子どもの権利条約」に関する意識調査を実施する。

○周知方法

A：学校経由でチラシ配布（補完として「マチコミ」も活用）

B：学校教職員へは、サイボウズ配信

教育・保育施設教職員へは、各法人内メールシステム配信

○回収方法

オンライン回答フォームへの入力

○調査期間

令和5（2023）年2月1日（水）～令和5（2023）年2月9日（木）

（3）回答状況

①

対象数	回収数	回収率（％）	有効回答数	有効回答率（％）
218	91	41.74%	91	41.74%

②-A

対象数	回収数	回収率（％）	有効回答数	有効回答率（％）
480	71	14.79%	71	14.79%

②-B

対象数	回収数	回収率（％）	有効回答数	有効回答率（％）
208	49	23.55%	49	23.55%

（4）調査項目

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）ニーズ等調査

分類	調査項目
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）ニーズ調査	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の学年 ・利用希望学年（いつまで利用したいか）
子育てに関する不安感・負担感に関する意識調査	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関して不安感・負担感を感じる程度 ・子育てに関して不安感・負担感を感じる内容や場面 ・不安や負担を感じる理由（自由記載）

②子どもの権利に関する意識調査

分類	調査項目
意見表明権に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・大人たちから意見を聴かれているか、子どもたちに意見を

査	<p>聴いているかの自認の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上記理由（自由記載） • 意見が言いやすい仕組みや環境とは（自由記載）
子どもと大人相互の信頼関係に関する意識調査	<ul style="list-style-type: none"> • 大人を又は子どもを信頼している程度 • 同じ立場/対等な関係が必要かどうかの意識確認
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 「子どもの権利」や「子どもの権利条約」に関する認識度調査 • その他自由記載 <p>※返事が必要な場合は個人情報記載を求める。</p>

3. 用語集

■ 11 ページ 最終行	
待機児童	保育所の入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない児童。
■ 17 ページ 最終行	
放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が放課後に留守となる家庭の児童へ生活の場を提供する一方、本事業では留守家庭等の要件はなく、放課後の児童の居場所づくりが主な目的となるもの。

令和5年2月22日開催

第21回安平町子ども・子育て会議

資料4

安平町における
「子どもにやさしいまちづくり事業」(CFCI)
令和4(2022)年度活動報告について

令和4(2022)年度 CFCI安平町独自活動実績

	年月日	分類	主な内容等
1	4月5日	広報	広報あびら4月号 チェックリスト等について
2	4月5日	研修	新規職員研修 概要説明
3	4月15日	会議	人権擁護委員協議会総会 概要説明
4	4月20日	会議	新しい学校をつくる会（丘に置きたいもの検討）
5	4月21日	会議	民生児童委員協議会4月定例会 概要説明
6	4月21日	広報	町HP 人権擁護委員協議会説明概要
7	4月21日	広報	町HP 民生委員協議会説明概要
8	4月25日	会議	4月庁内会議 チェックリスト評価/目標決定
9	4月28日	広報	町HP チェックリスト評価/目標公開
10	5月10日	会議	第12回CFCI委員会
11	5月12日	視察	三菱マテリアル社有地 両園との事業連携に向けて
12	5月16日	研修	第1回政策課題自主研修
13	5月24日	アンケート	早来学園制服（形決め）
14	5月25日	会議	新しい学校をつくる会（丘に置きたいもの検討）
15	5月26日	会議	教育委員会4月定例会 概要説明
16	5月31日	研修	第2回政策課題自主研修
17	5月31日	広報	第2回政策課題自主研修 学習編資料公開
18	6月1日	研修	研修資料配布（全職員に対し政策課題自主研修資料（学習編）送信）
19	6月5日	広報	広報あびら6月号 R3チェックリスト評価結果
20	6月12日	広報	Facebooklive出演（広田まゆみ道議 ひろまるインタビュー）
21	6月16日	研修	第3回政策課題自主研修
22	6月24日	アンケート	早来学園制服（最終デザイン決め）
23	6月29日	会議	新しい学校をつくる会（丘に置きたいもの検討）
24	6月30日	研修	日本ユニセフ主催オンラインフォーラム視聴（パブリックビューイング）
25	7月13日	研修	第4回政策課題自主研修
26	7月15日	アンケート	地域開放区域愛称投票
27	7月20日	会議	新しい学校をつくる会（丘に置きたいもの検討）
28	7月25日	アンケート	早来学園制服（ジャージデザイン決め）
29	8月3日	視察	熊本県水俣市議会真志会様来訪
30	8月8日	研修	第5回政策課題自主研修
31	8月8日	研修	新規職員研修 概要説明
32	8月10日	研修	第6回政策課題自主研修
33	8月25日	研修	第7回政策課題自主研修
34	8月26日	MTG	町議会議員との意見交換
35	8月29日	アンケート	早来学園サインデザイン
36	9月13日	研修	第8回政策課題自主研修
37	9月29日	会議	子ども・子育て会議 評価結果報告等
38	10月14日	研修	第9回政策課題自主研修
39	10月14日	会議	安平町教育研会 早来地区4校合同研修 概要説明
40	10月19日	会議	新しい学校をつくる会（フリーテーマGW）
41	10月25日	その他	三菱マテリアル社有地 両園との連携事業実施
42	10月26日	会議	人権擁護委員協議会秋季研修会 概要説明
43	11月2日	視察	福岡県議会厚生労働環境委員会来訪
44	11月9日	研修	第10回政策課題自主研修
45	11月11日	視察	北広島市議会市民ネットワーク北海道会派来訪
46	11月17日	会議	早小とのCRE実践導入に向けたMTG
47	12月14日	研修	早来学園見学職員研修①②
48	12月15日	研修	早来学園見学職員研修③
49	12月17日	広報	アップデートフォーラム登壇
50	12月22日	研修	早来学園見学職員研修④
51	12月25日	広報	早来学園内覧会コンテンツ展示
52	1月16日	会議	早小×協会とのCRE実践導入に向けたオンラインMTG
53	1月20日	研修	第56回ユニセフ研修会オンライン参加（小笠原参事・三上）
54	1月20日	研修	上記zoomによる町職員研修
55	1月21日	広報	政策推進課主催現地ツアーにて参加者への説明
56	1月26日	会議	新しい学校をつくる会（早来学園に期待することGW）
57	1月31日	会議	早小とのCRE実践導入に向けたオンラインMTG
58	2月1日	アンケート	子どもの権利に関する小中学生及び学校園教職員意識調査
59	2月22日	会議	子ども・子育て会議 R4活動実績報告及び人権アンケート結果報告
60			

委員からのご発言【事前通告分】

①福田委員より ※資料当日配布

②山城委員より

「非在園児の一時預かりの利用制限と利用対象年齢について」

本来保育園部で入園する対象のご家庭が保育料等の事情で一時預かりを恒常的に利用することについて、本来の一時預かりの趣旨とは違う利用の仕方になることや一時預かりを利用したい家庭が利用できなくなることがあるため、利用制限を設けます。また利用対象年齢についても定めていなかったため、設定します。

区分	①緊急	②就労就学理由	③私的理由
	入院、災害、事故、出産、看護、介護などの理由により、お子さんを家庭で保育することが緊急に困難となった場合	就労、職業訓練、就学等の理由で断続的に一時預かりを利用する家庭	リフレッシュでの利用や通院、引越しなど、私的な理由により、一時的に保育を必要とする場合
利用日数	1カ月以内に限り上限なし	月12日以内（週3日上限）	週1日まで
連続利用	利用可能	2日連続まで利用可能	利用不可
土曜日の利用	利用可能	両親ともに土曜日就労の場合可能	利用不可
日曜日、祝日の利用	利用不可	利用不可	利用不可
利用申請時に必要な書類 ※利用前の提出が難しい場合は、別途ご相談ください。 ※必要書類が未提出だった場合や虚偽の申請での利用がわかった場合は、以後の利用をお断りさせていただきます。	(入院) ・診断書 ・入院計画書等 (出産) ・母子手帳等 (看護・介護) ・入院計画書等	(就労) ・就労証明書等 (職業訓練、就学) ・在学証明書等	なし
予約受付	随時	7日前まで	
料金の支払い	口座からの引落		

対象年齢について

集団保育が可能な満1歳から就学前までの幼児（離乳食が完了していること）

保育短時間認定の時間設定の変更について（令和5年4月から）

現在、おいわけ子ども園の保育短時間認定の時間設定（8時間）は、9：00～17：00になっています。9：00を過ぎなければ登園できない（9：00前に登園した場合は延長保育扱いになる）ようになっており、教育時間の開始時刻が9：00のため、教育時間開始に間に合わない状況になっています。そのため、短時間認定の時間設定を30分早め、8：30～16：30に時間設定を変更します。

現時点



変更後

